平成２３年（フ）第２４０号
和歌山市市小路138番地の１
債務者　篠原　　栄
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
和歌山市西庄1037番地の26　レオパレス西庄第５―101号
債務者　松岡　武志
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４９号
和歌山市東釘貫丁２丁目61番地　ローズ本町208号
債務者　北橋　佳幸
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５０号
和歌山市松ケ丘１丁目５番18号　アメニティ松ケ丘301号
債務者　三角　嘉伸
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５１号
和歌山市向270番地の11
債務者　髙下　　香（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６３号
和歌山市つつじが丘３丁目26番地の４
債務者　麥田カヨ子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
和歌山市有本254番地　黒沢アパート
債務者　大野　和人
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
和歌山市有本254番地　黒沢アパート
債務者　大野　伸江
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２９号
和歌山市和歌浦東２丁目５番53号
債務者　川端　美雪
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
さいたま市西区大字指扇325番地106、旧住所埼玉県川口市芝西２丁目７番17―204号　ゼファー川口芝西公園
債務者　星　　政紀
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
埼玉県さいたま市緑区大字三室223番地36
債務者　福田　隆二
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１７号
埼玉県上尾市大字上730番地　しらこばと団地31―202
債務者　我妻　智也
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
さいたま市北区土呂町１丁目43番地５　201号、旧住所さいたま市北区日進町２丁目279番地
債務者　新井　　孝
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０８号
埼玉県幸手市栄６番９―308号
債務者　渡邊　政幸
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
埼玉県桶川市大字下日出谷845番地の８　関根ハイツＡ―101号、旧住所埼玉県鴻巣市小松４丁目２番27―110号　小田急マンションＢ
債務者　北村　博澄
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７００号
埼玉県上尾市大字原市11番地47
債務者　楊井　苑宣
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
埼玉県蕨市中央４丁目５番15号　シンボマンション202号、申立時の住所埼玉県蕨市中央３丁目５番１号　中央マンション913号
債務者　當麻　正子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係